

## 第2期沼津市子どもの貧困対策推進計画策定支援業務委託 仕様書

### 1 業務の名称

第2期沼津市子どもの貧困対策推進計画策定支援業務委託

### 2 業務の目的

児童の権利に関する条約、こども基本法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱、静岡県子どもの貧困対策計画、沼津市子どもの生活実態調査及び分析結果を踏まえ、本市の子どもの貧困対策を推進するために取り組むべき課題や施策の方向性等を定める「第2期沼津市子どもの貧困対策推進計画」の策定を支援することを目的とする。

### 3 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

### 4 業務内容

#### (1) 沼津市の現状と課題の分析及び整理

各種法、上位計画、各種統計資料及び沼津市が実施している各種調査を参考に、現状及び課題の分析を行い、整理する。

#### (2) 計画策定支援

- ・関係行政機関、地域・自治会、企業等の連携・協働を念頭にニーズに対応するための支援体制を検討し、計画骨子案・計画素案としてとりまとめる。
- ・計画素案に対して市町村が実施するパブリックコメントについて、資料作成等の支援を行うとともに、必要に応じて、住民からの意見を計画素案へ反映する。

#### ・指標・数値目標の検討

沼津市の実施する子ども・子育て世帯に対する各種支援事業を整理し、本計画に盛り込むべき新たな施策・事業を検討すると共に、計画における基本目標及び評価指標の設定に関する助言を行う。

#### (3) 開催する会議の支援

計画策定に関する会議に出席し、必要に応じて説明や発言をするほか、会議資料や議事録（要旨録）の作成を行う。なお、議事録は発言要旨録でも構わないが、会議の概要がわかるよう必要十分な情報量とすること。また、担当者打合せ後は、すみやかに議事要旨を作成し提出すること。

○沼津市子どもの貧困対策に関する計画策定委員会 3回程度

○担当者打合せ 適時実施

- (4) 計画書及び概要版の作成支援  
確定した計画書本編及び概要版の作成を支援する。

## 5 成果品

- (1) 計画本編印刷（表紙レザック、表紙本編共に1色刷り、120頁程度を250部）
- (2) 概要版印刷（A3判色両面印刷1枚を500枚程度）
- (3) 上記(1)(2)の電子データ一式
- (4) 業務報告書

## 6 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に沼津市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、金額その他再委託先に対する管理方法等必要事項の承認を受けなければならない。

## 7 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 委託者は、業務の遂行上必要な資料で、委託者が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、委託者の了解なく公表・使用はできないものとする。また、委託者から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。